平成２６年（フ）第１１９号
佐賀県西松浦郡有田町楠木原乙1278番地
債務者　岩永　俊介
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１２０号
佐賀県伊万里市山代町楠久1425番地
債務者　田上　昭次
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８０号
長崎県長崎市飽の浦町７番８号
債務者　東　　広治（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
長崎県長崎市泉２丁目10番７号
債務者　林田　進一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
北海道目梨郡羅臼町知昭町70番地
債務者　木野本惠子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３３７５号
大阪市西成区南津守７丁目９番33―202号
債務者　岡田　森義
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２７号
大阪府交野市私部西２丁目２番３―102号
債務者　團　　勇人
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７０号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目１番15号　ロフト松虫104号
債務者　新井こと　朴　　拓也
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３６号
横浜市神奈川区三ツ沢下町３―12　ポートゲート405、住民票上の住所横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港１号棟805号室
債務者　姫野　　勇
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７２号
横浜市磯子区栗木２丁目11番12―201号
債務者　中田三代子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９号
釧路市春採４丁目28番36号
債務者　スナックティアラこと　山田　義則（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前11時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７０５号
東京都青梅市東青梅５丁目23番地の11アミティＭ＆Ｍ102
債務者　山口　昌彦
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２２号
東京都立川市曙町１丁目９番９号コーポナディア102号
債務者　浦上　健太
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３８２号
栃木県宇都宮市川田町880番地４　グランマルシェ607号室、前住所栃木県宇都宮市平松本町246番地２　ＫＭＧハイツ平松105
債務者　小山田祐実（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９６号
川崎市川崎区小田栄１丁目６番16号　田角方
債務者　進　　高文
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係